

税

問合先 税務課

固定資産税

■1月1日現在の所有者に課税
今年中に土地・家屋を取得したり、家屋を新築したりした場合は、平成31年度から固定資産税が課税されます。

家屋の新築や増改築をしたときは、税務課へ届出をしてください。

※登記申請をした人は届出の必要はありません。

■家屋を取り壊したときは

届出が必要ですが

今年中に家屋を取り壊した場合は、その部分にかかる固定資産税は、翌年から課税されなくなります。必ず税務課へ届出をしてください。

届出をしないと、引き続き固定資産税が課税され、ご迷惑をかける場合があります。

■償却資産の申告

市内で事業を営む人は、所有する事業用資産について、来年1月末までに申告してください。

特に、今年1月2日以降に資産の入れ替えや廃業、個人から法人への資産の異動などがあれば、必ず申告してください。

また本市では、固定資産税(償却資産)の実地調査を行っています。申告書の提出の際は、申告内容の今一度の点検をお願いします。

■平成31年度分申告書類

配布時期 12月上旬(予定)
提出期限 来年1月31日(休)

12月は「税収確保重点月間」

大切な市税を確保するため、「税収確保重点月間」には、夜間・日曜日の納税相談や電話・訪問催告などを実施します。

また、「泉佐野市納付勧奨等コールセンター」による納付勧奨も行います。納付がまだの人は早めの納付をお願いします。

なお、市民のみなさんのご理解・ご協力により、平成29年度市税徴収率(現年度分)は、前年度を上回る99.55%となりました。また、滞納繰越分と合わせた合計徴収率は前年度を上回る98.62%となりました。今後も正しい納税へのご協力をお願いします。

■夜間・休日納税相談

病気・失業などの特別な事情で、やむを得ず納期限までに納められない場合に、期間を限つ

た納税猶予制度や分割納付などの方法がありますので、早めに相談してください。

日時

●夜間納税相談：12月5日(水) 7日(金) 午後5時15分～8時

●休日納税相談：

12月9日(日) 午前9時～正午
場所 税務課

■滞納処分

滞納(市税を納期限内に納めないこと)になると、まず督促状や催告状により納付を促しますが、納付相談もなく滞納したままですと、延滞金がかさむばかりでなく、納期限内に納税された人との税の公平を保つため、やむを得ず滞納している人の財産を調査し、差し押さえるなどの強制処分を行うこととなります。しかし、滞納処分は最終手段です。このようなことにならないよう納期限内に納付しましょう。

税務署からのお知らせ

問合先 泉佐野税務署
☎462・3471

■平成30年分所得税等の

確定申告

【税務署での申告書作成会場】

日時 来年2月18日(月)～3月15日(金) (土・日曜日除く) 午前9時～午後5時(受付：4時まで)

※開設日前は税務署の通常窓口での相談となり、大変混雑しますので、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。作成した申告書はe・Taxを利用して送信していただくか、印刷して郵送することもできます。

【台風などの災害により

被害を受けた人へ】

次の制度の適用が受けられる場合があります。

- 申告などの期限の延長・納税の猶予
- 予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予
- 所得税の全部または一部の軽減(確定申告による雑損控除または災害減免法の適用)

※詳しくは、国税庁ホームページをご覧になるか、泉佐野税務署に問い合わせてください。

【災害により被害を受けた人へ

の「雑損控除」の申告相談会】

日時 12月7日(金)・10日(月)

午前9時30分～午後4時

場所 市役所101会議室

必要な物

- 被害を受けた住宅の取得年月、床面積または家用車の取得年月日などがわかるもの(売買契約書・領収証で取得価格がわかるもの、修繕費などの災害関連支出の領収証が残っていれば併せてご用意ください。)
- 泉佐野市や保険金などで補填される金額がある場合は、その金額がわかる書類
- 泉佐野市から交付を受けた「罹災証明書」の写し(交付を受けていない場合は、被害状況がわかる写真など)

※詳しくは問い合わせてください。

大阪府からのお知らせ

～12月は税収確保重点月間～

みなさんから納めていただいた税金は、教育、福祉、安全なまちづくりなど、府民のみなさんの身近な生活に生かされています。納期限までに納税いただきますよう、ご理解ご協力をお願いします。

問合先 大阪府泉南府税事務所
(☎439-3601)

国民年金

問合先 国保年金課

障害基礎年金

国民年金加入中や、老齢基礎年金受給前の60〜64歳に初診を受けた病気やケガが原因で心身に障害が残り、次の①②のいずれにも該当する場合は、障害基礎年金を受けることができます。

※20歳前に初診日のある病気やケガにより障害の状態になった場合は、②のみに該当すれば障害基礎年金を受けることができます。(所得制限あり)

①初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間(一部免除は納付している期間)、納付猶予期間および学生納付特例期間をあわせた期間が、その被保険者期間の3分の2以上あること

※平成38年4月1日前に初診を受けた場合は、初診日の前々月からさかのぼった1年間に保険料未納期間がないこと

②障害認定日(病気やケガにより、初めて診療を受けた日から1年6カ月を経過した日、またはそれ以前でも症状が固定した場合はその日)に国民年金法に

定められた障害等級1・2級の状態になっていること

※障害認定日以降に障害の程度が増進し、65歳になるまでに1・2級に該当した場合も申請できます。

年金額(平成30年度)

- 1級：974,125円
- 2級：779,300円

※受給者に生計を維持する子(年度末において18歳未満の子、または1・2級の障害の状態にある20歳未満の子)がいる場合は加算があります。

過去の国民年金任意加入対象期間(海外在住期間など除く)に加入していなかったことにより、その当時負った障害で障害基礎年金などを受給していない人に、国民年金制度の発展過程において生じた特別事情をかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金」があります。

受給額は障害基礎年金額と異なります。また、経過的福祉手当を受給中の人は併給できません。

※詳しくは問い合わせてください。



国民健康保険

問合先 国保年金課

加入・脱退の届出は

14日以内に

国民健康保険に加入している人が、就職や扶養認定されるなど社会保険に加入した場合、国民健康保険を脱退する必要があります。勤務先の新しい保険証と国民健康保険証を持参し、届出をしてください。

また、勤務先を退職して健康保険の任意継続をしなかった場合や、扶養から外れるなど社会保険の資格を喪失した場合は、国民健康保険に加入することになります。勤務先で加入していた健康保険の資格喪失証明書を持参し、喪失日(*)から14日以内(厳守)に届出をしてください。

国民健康保険への加入は、直前に加入していた健康保険の喪失日までさかのぼります(最長2年間)。保険料も届出月ではなく加入月(資格取得月)から負担することになり、届出が遅れた期間は、保険での医療費負担も原則できまないので注意してください。

(*)喪失日：健康保険の資格が切れた日

「任意継続制度」って?

勤務先の健康保険に一定の加入期間があれば、退職後も引き続き2年間を限度に継続加入できる制度です。保険料は会社負担も含めた額(限度額あり)です。退職日の翌日から20日以内(厳守)に全国健康保険協会大阪支部または勤務していた会社の健康保険組合で手続きしてください。

退職する場合は、国民健康保険と任意継続のどちらを選択するのかをよく検討してください。



12月は国民健康保険料徴収強化月間

保険料は医療費や出産一時金などの給付の費用にあてられる国保の大切な財源です。保険料徴収を強化するため、夜間の電話・訪問催告などを実施します。納期限を過ぎると、保険料のほかに督促手数料や延滞金もあわ

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 夜間・休日の納付相談窓口

保険料の納付および納付相談や国民健康保険の加入(他の健康保険からの切替)・資格喪失手続きもできます。

日時

- 12月16日(日) 午前9時～正午
- 12月17日(月)～21日(金) 午後5時30分～8時

場所 国保年金課

せて納めていただくことにもなりません。また、未納のままにしておくと、保険証の有効期間や保険給付に制限がかかるほか、公平性の観点からやむを得ず滞納している人の財産を調査し、それらを差し押さえることとなります。保険料は納期限までに納めてください。

